役員の報酬等に関する規定

特定非営利活動法人　未来ISSEY

（目的）

第 1 条 この規定は、特定非営利活動法人　未来ISSEY　定款第 18 条の規定に

より役員の報酬及び費用弁償等の支給について必要な事項を定めるものとする。

（報酬）

第 2 条 代表理事の報酬は、次のとおりとする。

 月額 100,000 円とする。

 期末手当 なし

（費用弁償）

第3条 役員には、その業務執行に必要な費用を弁償することができる。

2 前項に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

附則

この規定は、令和２年 １０月 １５日より施行する。

附則

第 2 条 代表理事の報酬は、次のとおりとする。

 月額 120,000 円とする。

附則

この規定は、令和３年 ５月 １日より施行する。

附則

（報酬等の支給方法）

第４条 報酬等は通貨をもって本人に毎月一定の定まった日に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

２ 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

附則

第 2 条 代表理事の報酬は、次のとおりとする。

 月額 150,000 円とする。

附則

この規定は、令和４年 ５月 １日より施行する。（令和4年4月28日理事会決議）